

令和4年第4回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月7日(水)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題
 - (1) 議案第8号 白井市障害者支援センターの指定管理者の指定について
 - (2) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (4) 議案第10号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について
 - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 小田川 敦子 副委員長・古澤 由紀子 委員
長谷川 則夫 委員・和田 健一郎 委員
徳本 光香 委員・岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
5. 欠席委員 斉藤 智子 委員長
6. 説明のための出席者
市執行部
市 長 笠井 喜久雄
健康子ども部長 佐藤 覚
教育部長 本間 賢一
教育部参事 宗政 隆雄
社会福祉課長 村越 貴之
障害福祉課長 鈴木 智子
高齢者福祉課長 竹内 崇
子育て支援課長 相馬 正樹
保育課長 片桐 啓
健康課長 松岡 正純
保険年金課長 榊谷 君子
教育総務課長 金井 早苗
文化センター長 高花 宏行
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘

係 長 今 井 好 美
主任主事 石 井 治 夫

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

初めに、本日、斉藤委員長が都合により欠席となりました。この場合、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行うことになっておりますので、本日の議事進行は、小田川副委員長が行いますので、御報告させていただきます。

それでは、会議に先立ち、小田川副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○小田川敦子副委員長 皆さん、おはようございます。斉藤委員長の代理で、急遽進行を務めることになりました。よろしくお願いいたします。

さて、本日は、3議案の審議となります。委員の皆様におかれましては、慎重かつ円滑な委員会審議に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました、笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第8号、議案第9号のうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第10号の3議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては小田川副委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○小田川敦子副委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いた

でございますようお願いいたします。

本日、都合により豊田福祉部長が欠席しておりますので、御了承願います。

また、感染症対策の一環として説明員の皆さんの途中退席を許可します。

これから日程に入ります。

(1) 議案第8号 白井市障害者支援センターの指定管理者の指定について

○小田川敦子副委員長 日程第1 議案第8号 白井市障害者支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、資料に対する質疑行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 4ページのところなんですけれども、施設の目的に沿った提案がなされておると書かれておりますので、この提案の主な内容について御説明願います。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。指定管理者の募集に当たっては、こちらのほうから所定の資料を出していただいているわけですが、その中で、例えば市民が平等に利用できるための方策とか、サービスの具体的な向上の方法についてであったりとか、施設の効率的かつ効果的な運営について、どのような運営がなされるかとか、あとは安定した管理運営であったり、個人情報保護するための方策等について一通りお聞きをされていて、その中で障がい者の方に対して適切な運営ができるというふうに判断をしたということになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 確認をしますけれども、それらの提案について、具体的な提案があったということでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 既に、これまで障害者支援センターの運営を担っている法人ですので、これまでの実績に基づいて、障がいの重い方、強度行動障がいとか、医療的ケアの方に対するケアも含めて、しっかりとした運営をしていきますという提案をいただいております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今の質疑にも少し関連すると思っておりますけれども、今回の契約に対しては、以前のものと変更点が5点ほど出されています。その中で、先ほどもお答えの中に重度障害、強度行動障害

などにも対応するというお答えが出ておりましたけれども、専門的なスキルを要する障害の子どもや大人に対する、その受入れを積極的に行うために、人員の体制を確保することというのがあります。そのような変更を行わなければいけない状況というのがあったのかどうか、どのようなものだったのか、御説明願います。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。こちらのケアの内容については、これまでも、現在の法人はやってくださっているという状況があるんですけども、今回、資料にも記載しましたとおり、非公募から公募という形にさせていただく中で、今まで明記していなかった内容について、しっかりと要項に記載をするという形にしたということで、実際をお願いしている内容としては、変更があったというものではありません。

以上です。

○小田川敦子副委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、変更に対する事業者側の対応というのは、特段なかったということですか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 現在の法人に関しては、既にそのような体制は整えられておまして、強度行動障がい研修であったり、医療的ケアの研修であったり、実際、そういった方を受け入れる人材というのは十分確保がなされているということになります。その内容については、選定審査会のほうで提案をいただいております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 実質的に現在も行われているということであれば、専門家をまた新たに確保するとか、対応の人数を増やすとか、そういう変化は何もないわけですね。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。こちらが求める人員配置体制については、既に十分なされておりますし、これからも新しい職員を雇用した際には、そういった研修を受けて、しっかり専門性を維持していくというような形で、具体的に増やすという内容ではなかったかとは思いますが、そういった計画を続けていくという提案でした。

以上です。

○小田川敦子副委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、先ほど御説明があったように、非公募から公募にするというところで、問題点を明確にする、その意図で、変更点というのを上げたという理解でよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。公募になったという場合は、当然、今、担っていただいて

いる法人だけではなくて、それ以外の要件を満たす法人が手を挙げる可能性がありますので、そうなったときに、やはり同じ水準の人員体制を確保していただかなければいけないということです。現在の法人に変更を促したいということではなくて、新たな法人が参入した場合に、現在の法人と同じ水準か、それ以上のケアを提供していただかなければいけないということで、この要件を明記したということになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今の5点の変更点のうちの1つについてお聞きしたんですけれども、あとの4点もそのように考えてよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 2点目の応募者の資格に関しても、今まで、抽象的な表現であったので、公募に伴って要件を具体的に明示したということになります。

また、一般相談支援の体制や報告については、現在の法人であったとしても、ほかの法人だったとしても、この相談部分に関する兼務の程度であったり、その報告内容を求めるという部分が、今まで不十分であったかなという反省点を踏まえて新たに明記をしたということで、公募になったからということではないです。

責任分担表も同様で、今まで表現が曖昧であった部分があったので、公募かどうかにかかわらず、改善が必要であろうということで、変更させていただいたということです。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ほかに質疑はいかがですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 今回、応募があったのは1団体だったと思うんですけれども、これはほかに応募する団体が出なかった理由というか、ほかにはもう出るようなところがないんでしょうか。その辺をお聞きしたいんですけれども。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 今回、1か所でしたけれども、先ほどの変更点にもありました応募の資格要件が、生活介護や放課後等デイサービスなどを1年以上運営している法人という要件になっておりまして、市内には、なかなか、そういった事業所はないんですけれども、市外を含めると、近隣市にはこの要件を満たす法人というのはございますので、可能性はあったというふうに考えております。ただ、実際のところが1か所であったということです。

以上です。

○小田川敦子副委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 市内には、こちらの団体だけということで、近隣市内には条件を満たしている団体

があるということですがけれども、近隣のほかの団体が応募しなかったというのは、今回の応募が分からなかったというか、そんなことも理由としてはあるんでしょうか。何か広報とかで、サイトで出したということですがけれども、いかがでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 指定管理の募集の周知というのは、広報やホームページなどで、ほかと同じようにしておりますので、気づかなかったということはないかとは思いますが、やはりこういった複数のサービスを提供するということと、強度行動障がい、医療的ケア等を含めたスキルを持っている法人という条件設定をする中で、なかなか手を挙げるところがほかにはなかったということかもしれません。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 同じく応募についてで、今年5月27日の行政経営戦略会議の記録のところでも、やっぱり公募にしたというのは、同じような専門的かつ高度な技術を有するものが一者に限定されていないので、多くの事業者の参入を期待するということが書いてありました。であったのに、1団体だったということで、この記録の中に、募集期間1か月だと短いのではというような意見も出ているんですけれども、実際はどのくらい募集期間を設けたんでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 御指摘のとおり、戦略会議で、1か月間ということで提案をさせていただいたんですが、やはり短いであろうということで、実際のところは、令和4年7月15日から8月31日までということで、1か月半の期間を設けさせていただきました。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今継続してくださっている団体以外は、問合せとか、申請に関するアクションなども、特になかったですか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 問合せもありませんでしたし、説明会においても、1団体のみということでした。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、選ぶに当たって、指定管理者選定審査会が開かれていると思いますが、ここで保護者会からの要望という記載が何度か出てくるんですけれども、この保護者会というのは、どういった人たちでしょうか。利用者なのかとか、障害者の父母団体であるとか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 障害者支援センターの中の生活介護という大人の方のサービスがあるんですけども、そちらの保護者、御家族の方から要望書という形で、現在の法人の運営を継続してほしいという要望書が出ております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、具体的に出た要望というのは、このフラットさんに継続してほしいというもので、ほかには何かありましたか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 指定管理に関することは、基本的には継続してほしいということで、運営者を変更した場合には、利用者の穏やかな暮らしが保証されないとか、また、今の障害者支援センターでは、知的障がい、重複障がい、精神障がい、医療的ケアの方が同じ施設の中でケアを受けているわけですけども、なかなかほかの法人では、そういったケアが難しいのではないかということが、保護者の方からの御要望として出ております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。信頼されている事業者だというのが分かりました。

それでは、市のほうで、こちらの一般相談の内容や、市との役割分担をはっきりさせて充実させていく予定ということなんですが、これについて、ちょっと具体的に説明をいただければと思います。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。前回からの変更点として、一般相談の職員体制の兼務の割合をはっきりさせるということで要項を変更したんですけども、これに関しては、一般相談というのは、計画相談という、サービスを利用している方の計画書を作成する相談支援専門員と、サービスの利用を問わずに、様々な相談を受けてくださる一般相談というのが同じ事業所で兼務のような形でやられているんですけども、それが計画相談の件数の上限といたしますか、兼務でやるからには、計画相談をある程度減らしていただかないといけないんですが、その件数を減らしていただく目安というのを、今まで明記していませんでした。どの程度、一般相談のお仕事をして、どの程度、計画相談するかというのがはっきりしていなかった部分がありましたので、こちらがお願いしている一般相談の業務にしっかり従事をしていただくというために、事業所が持つ計画相談の件数というのを減らす目安というのを、要項の中で明記したということになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。一般相談のほうをしっかりとやってもらうという意味合いですね。

じゃ、市の役割分担ということは、何か負担を減らすために、市のほうでも請け負うという意味で

はないということでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 市の役割分担というのは、前回からの変更点としてお出ししたところに記載があるということでしょうか。すみません、どこのことを。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 すみません、分かりづらくて。この一般相談の内容や市との役割分担を明確にして充実させるというのを、行政経営戦略会議、今年の5月27日の会議の内容で、市の側が会議で言っていることでした。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 失礼しました。要項上は、今申し上げた件数のことを明記するということでしたけれども、今後、選定された法人と、市の職員、障害福祉課の職員も相談支援の業務に従事をしていて、委託している一般相談の事業所でも、相談支援の業務をしていただいているんですけども、なかなか、どういったケースをどちらが担当するかというところが不明確な部分がありましたので、そこに関して、今後、もっとすみ分けをはっきりさせながら、市民の方が相談しやすい、安心して相談できる体制をつくっていききたいという趣旨の内容になります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 この点については分かりました。

では、今回、令和10年度までお願いするという内容ですが、第2次行政経営改革実施計画、21ページのところで具体的に書いてあるんですけども、ゆくゆくは指定管理者制度から事業委託への切り替えというのを考えて検討していくということですが、今回、その検討というのが令和7年度までの予定になっていますが、今回の指定管理者に運営を頼むのは、令和10年度までということで、これは事業委託への切り替えを白紙にするというわけではなくて、10年度以降、どうするかというのを7年度までに考えていくというお考えでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。指定管理に関しては、令和9年度までになりまして、令和5年度から9年度までの5年間ですけれども、それ以降、令和10年度以降について、どのような運営形態にするかというのを実施計画の中に検討事項として記載をしております。

この第2次の実施計画自体が、令和4年度から7年度までの計画期間であるということで、7年度までのスケジュールを示しているんですけども、実際のところは、令和10年度以降の運営形態についてどうしていくかというのを検討するということになります。指定管理については、予定どおり、令和9年度まで行う予定です。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 確認ですが、今回の指定の期間、間違いだったらすみません。議案の中で、議案の2ページの3の指定の期間というのは、令和10年度3月31日までと書いてありますが、お願いするのは令和9年度末が正しいということでしょうか。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 令和10年3月31日というのは、年度でいいますと、令和9年度になるということですか。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 すみません。年度の間違いですね。分かりました。
では、以上です。

○小田川敦子副委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 4ページの選定に当たりましてということで、福祉サービスの法で保証される最低限以上のサービスの提供を掲げているということで、選定としては、業者選定に対しての期待をされているということでした。このサービスの提供ということで、クオリティーの維持という中で、特に最近、従業員の待遇ということで、賃金上昇ということも全世界的な形での課題になっているかと思うんですが、その中で、この業者の選定に当たりまして、従業員への待遇だとかといったものが中であつたかなかつたか、あれば教えていただきたいなと思っております。ないと思うんだよね。

○小田川敦子副委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。指定管理の申請書の中で、職員一人一人の人件費の内訳表というのも出していただいております。どういった給与の待遇であるかというのは、非常勤も含めて明記をされております。その中で、指定管理の審査会の中でも、委員のほうからもいろいろ待遇面、時間外、手当などの件などについて御質問いただいて、職員の待遇もしっかりなされているということも含めて判断をいただいたということになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。岡田委員。

○岡田 繁委員 賛成の立場で討論いたします。

フラットさんは、サイトを見ると、大変熱い思いが感じられ、スタッフも150人いらっしゃる、事業も10以上あり、また、訪問すると、スタッフの方が立って挨拶をしてくれる素晴らしい団体だと思います。もし白井市に、このフラットさんがなかったら、逆にどうなっちゃうんだろうと不安に感じることもあります。

ただ、フラットさんしかいないというのは、やはりちょっとどうなのかなという気がします。強力なライバルがいて、お互いに切磋琢磨すれば、フラットさんも、もっともっと素晴らしい団体になれるんじゃないかなと、ちょっと贅沢なことかもしれませんが、そう感じました。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○小田川敦子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○小田川敦子副委員長 日程第2 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、資料に対する質疑は行わないようお願いします。

最初に、歳出について質疑を行います。議案書のページ、14ページをお開きください。

14ページから始まります3款1項1目社会福祉総務費、この範囲で質疑をお受けいたします。14ページから次のページ、15ページにかかるところです。生活困窮者自立支援事業と新型コロナウイルス感染症、生活困窮者自立支援金給付事業に要する経費となりますが、質疑のほうはいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、次に移ります。

2目の障害福祉費になります。15ページになりますが、こちらの質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、次に進みます。

3目の老人福祉費になります。ページは16ページ、事業は2つになります。こちらの質疑はいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、次に、2項、児童福祉費に移ります。1目の児童福祉総務費、こちらの質疑をお受けします。いかがでしょうか。徳本委員。

○徳本光香委員 17ページの事業番号14、地域子育て支援拠点事業についてなんですが、説明では、ファミリーサポートセンター事業の場所を清水口保育園から保健福祉センターへ、そして子育て支援センターを清水口保育園の別棟にということなんですが、この背景、経緯を伺います。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 ファミリーサポートセンターと地域子育て支援センターの移転に伴う費用について、お答えいたします。

今回の移転につきましては、事務の効率化を図るために、ファミリーサポートセンターにつきましては、保育課から子育て支援課への事務の移管と、事務局の場所の移転を検討しているものです。これにつきましては、ファミリーサポートセンターとの連携が、市役所の今現在は保育課なんですけれども、保育園というよりも、そういった市役所の課との連携が非常に重要になってくるものですから、それにつきましては、市役所のほうに移転すると。地域子育て支援センターにつきましては、今の清水口保育園が、保育園のクラスが別棟にございますので、それを保育に関しましては、保育園の本園舎のほうに集約をして、子育て支援センターにつきましては、今の別棟の建物に移転するというようなことで、それに必要な費用を計上させていただきました。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、次に進みます。

2目の児童措置費になります。17ページの真ん中から次のページ、18ページまで続きます。2目の児童措置費。質疑はありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 18ページの4目の保育所費なんですけど、これは……。

○小田川敦子副委員長 岡田委員、失礼しました。4目までは、まだ進んでいないので。

○岡田 繁委員 失礼しました。

○小田川敦子副委員長 2目の児童措置費の中でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、その次、4目の保育所費と5目のひとり親福祉費について、18ページから19ページにかけて質疑をお願いします。岡田委員。

○岡田 繁委員 すみませんでした。

この保育援助費なんですが、光熱費の556万2,000円ですけれど、これは幾つの園に対して幾らずつお金を渡す予定なのか。規模によってかかる光熱費も違うんじゃないかと思うんですけど、その辺をお聞かせください。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、保育所費の光熱水費の補正予算の関係で、御説明いたします。

こちらにつきましては、今回は電気料金の値上げに伴う補正になりまして、公立保育園3園分の金額となっております。すみません、ちょっと園ごとの内訳が今手元にないんですけれども、3園で今回計上させていただいた金額となっております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 岡田委員、追加の質疑はありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 これは公立の保育園ということですよ。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 そのとおりです。

○岡田 繁委員 私立の保育園に対しては、このような補助は考えていないのでしょうか。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらにつきましては、さきの事業所に対する支援金を補助金で支出させていただいておりまして、そちらのほうで、そういったものに充ててもらおうというような形で考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 次に、質疑はいかがですか。徳本委員。

○徳本光香委員 同じ18ページの保育園事務及び運営に要する経費で、調理員さんが不足しているというのは、これは何人分でしょうか。1人でしょうか。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらにつきましては、4人分になります。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 一応、足りない分を補うために派遣の方を急遽入れるということで、じゃ、応募もしながら探しつつということでしょうか。

○小田川敦子副委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらの派遣につきましては、令和3年度から緊急的に会計年度任用職員の募

集をしていたんですけれども、そちらの応募がなくて、緊急的に派遣という形で今までできております。

ただ、これまでもずっと会計年度任用職員の募集に対して応募がなかったものですから、ここできちんと予算を計上させていただいて、派遣のほうを継続させていただきたいというものになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 よろしいですか。

保育所費とひとり親福祉費について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 それでは、次に移ります。

3項の生活保護費、1目の生活保護総務費、対象は1つになりますが、こちらの質疑はいかがでしょうか。徳本委員。

○徳本光香委員 返還金というものなので、必要なことだとは思いますが、3億4,000万円以上という事で多額なので、一応、こうなった背景というのを伺います。

○小田川敦子副委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。生活保護の令和3年度分の扶助費に対する返還金という形になります。額の確定に伴うものになります。

こちらについて、金額ということですが、主な高額な返還の原因としては、医療扶助に関するところで、令和3年度中に高額な手術というか、そういうものが急遽予定される方、被保護者の方でいらっしゃる都合で、昨年度、高額で補正をしたところだったんですけれども、結果として、その他の医療費扶助とか、その辺が抑えられたことによって不用額が発生したことによるものになりますので、特別、支援上で何か行わなかったとか、そういうことではなくて、通常のケースワークをした中での残額ということになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 よろしいですか。

生活保護費のところ、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 それでは、審議の途中ですが、休憩に入ります。

再開は10時50分。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○小田川敦子副委員長 会議を再開します。

議案書の20ページをお開きください。4款衛生費1項2目の予防費と、1項3目の指導費、こちら

が質疑の対象となります。質疑、いかがでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すみません。質問ではないんですが、休憩前に私が数字について間違えて発言したので、訂正だけさせていただきます。19ページの生活保護の補助金と返還金のところですか。3億4,000万円以上と言いましたが、3,400万円以上ということで、訂正します。失礼しました。

○小田川敦子副委員長 4款衛生費の質疑はいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に進みます。その次はページが飛びます。22ページをお開きください。22ページの9款教育費1項3目の指導費と4目の学校事務費、こちらの質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 では、次に22ページから23ページにかけて、2項1目の学校管理費と2目の教育振興費についてです。質疑はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に進みます。次に、3項の中学校費の1目学校管理費、2目教育振興費、こちらの範囲ではいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に進みます。4項社会教育費の5目文化センター費、9目の文化会館費、24ページになります。質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に移ります。次は、24ページ、5項保健体育費と3目の学校給食費となります。質疑はいかがですか。岡田委員。

○岡田 繁委員 学校給食費の光熱費、これは電気代だと思うんですけど、先日、市長のほうから、市庁舎の屋根にソーラーパネルを積むということでお話が出ましたけれども、給食センターも、かなり電気を使うんですけども、特に今回のように電気代が上がった場合、ソーラーパネルは積むんですか。これは確認です。

○小田川敦子副委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。新たに設置の予定はありません。

○小田川敦子副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。11ページ、15款1項の民生費国庫負担金になります。1項1

目の民生費国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金についてまで、質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、15款2項2目の民生費国庫補助金、3目の衛生費国庫補助金、5目の教育費国庫補助金についてまで、質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、11ページの16款1項2目民生費県負担金について、質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 それでは、次に、16款2項の県補助金、11ページから12ページにかけてになりますが、1目の衛生費県補助金について、質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に進みます。次に、12ページの21款4項2目の雑入、こちらの質疑をお受けします。質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 歳入の質疑はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 それでは、議案書の7ページをお開きください。7ページの第3表、債務負担行為補正について、質疑を行います。

スクールバス運行業務委託、それから、小中学校普通教室空調整備事業、こちらの2つが対象となります。質疑をお受けします。

和田委員。

○和田健一郎委員 小中学校普通教室空調整備事業として、これは南山中学校などは普通教室が足りなくなっているということで、契約をするということだったと思いますが、この契約内容が令和4年から令和17年度ということで、かなり長期になっております。

そこで、以前も、9月にも一般質問等でもさせていただいたんですが、予想よりも、白井市の児童生徒数が減少するという、加速的に減少するということが分かっております。その中で、もう中学生という、この令和17年ぐらいですと、まだ生まれていない生徒ということになったりする中で、なかなか、この予想というのがつきづらいところがあります。

それに向けて、児童の生徒数が、当初の予想より減少しているという傾向がある中で、フレキシブルに対応しているかどうかという、その想定等もされているかどうかをお聞きしたいと思います。

○小田川敦子副委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 それでは、お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、市内の小中学校の児童生徒数、今後、減少が見込まれていくであろうと思われましても、今回の南山中学校の普通教室、1学級分を空調設備を整備するという事で、やはり全ての児童生徒に平等な教育環境を提供していくためにも、今回の整備が必要と考えております。

今後、学級数が減少した場合には、今、エアコンを整備した教室につきましては、少人数教室等で有効活用されるものとして考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○小田川敦子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

特別会計に入る前に、執行部の席替えがありますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

(3) 議案第10号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

○小田川敦子副委員長 日程第3 議案第10号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑をどうぞ。1款1項一般管理費、一般管理に要する経費、この1点になりますが、質疑はいかがですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 説明では、高額療養費の手続が簡素化されるという経費だと思いますが、具体的にどのような手続がなくなるのか、概要をお聞きします。

○小田川敦子副委員長 榊谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 それでは、補正の概要について御説明させていただきます。

白井市国民健康保険高額療養費の申請手続きにつきましては、国民健康保険法及び白井市国民健康保険条例等に基づき、世帯主の申請をもとに審査、給付を行っております。

しかし、高額療養費審査情報のほとんどは、国保保険者が有するレセプト情報において確認ができません。このことから、令和3年3月、法改正により、申請について、市保険者が別段定めができるようになりました。

このことから、支給申請手続簡素化により、申請者の提出を基本的には必要とせず、高額療養費の支給決定の実施を予定しております。その管理のために、現行の高額療養費支給システムの改修が必要となることから、その経費の予算計上のため、補正予算を行うものです。

以上です。

○小田川敦子副委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、医療費の額というのを市で把握しているので、毎回、申請しなくてもよくなるということで、市民にとっても、職員の事務負担としても、いい影響があるということではよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 委員のおっしゃるとおり、被保険者の方につきましては、毎回、市役所の窓口に来ない、提出しない、郵送や申請による申請が不要になるため、負担が軽減されます。

また、市の職員にとりましても、事務の軽減が図られます。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ほかに、歳入について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、歳入について質疑を行います。

7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金、こちらは1点になりますが、質疑はいかがでしょうか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小田川敦子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○小田川敦子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(4) 閉会中の継続調査について

○小田川敦子副委員長 日程第4 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○小田川敦子副委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時05分